

## ◎「ふくしま集団疎開裁判」資料

2012年12月28日

### 1、はじめに

裁判制度の最大の特徴は、当事者は言い分を単に主張するだけではダメで、言い分を**証明**することまで求められる点にある（説明責任の徹底化）。そのため訴状等の主張書面とその裏付けの証拠を提出。

（以下、便宜上、ここでは申立人を原告、相手方郡山市を被告、裁判所の判断を判決と呼ぶ）

### 2、一審の主張1（申立の結論について）

#### (1)、原告（14人の小中学生）が求めたこと

郡山市に対し、14人の原告が空間放射線量が年間1mSv以下の安全な環境の地域で教育を受けられるように避難すること。

#### (2)、被告（郡山市）が求めたこと

原告の申立を却下する。

### 3、一審の主張2（申立の理由について）

#### (1)、原告の主張

ア、原告らが通う7つの学校は、「郡山合同庁舎」の空間線量の値から推計（線量グラフ）

①昨年3月12日～8月31日の空間線量の積算値は7.8～17.16mSv

②昨年3月12日以来1年間の空間線量の積算値は12.7～24mSvと推定。

③一審裁判の審理終結日（昨年10月末）から年間1mSv以上と推定。

イ、チェルノブイリ事故との対比による健康被害の予測（[矢ヶ崎意見書](#)〔甲状腺疾病〕、[松井意見書](#)〔甲状腺以外の様々な疾病〕）

チェルノブイリ事故で旧ソ連とロシア等3国が定めた住民避難基準を郡山市に当てはめると、原告らが通う学校周辺は、昨年10月末の時点で、全て移住義務地域に該当（[汚染マップ](#)）。

#### (2)、被告の主張（答弁）

すべて不知。

#### (3)、被告の反論

第1の反論：平成23年6月と7月に実施した、原告が通う学校で積算線量計で測定した結果によれば、空間線量は毎時0.08～0.2μSv

第2の反論：学校滞在中の年間推定被ばく線量について

学校滞在時間を1日8時間、年間200日と仮定した年間推定被ばく線量は、

$0.08\mu\text{Sv} \times 8\text{時間} \times 200\text{日} = 0.13\text{mSv}$

$0.2\mu\text{Sv} \times 8\text{時間} \times 200\text{日} = 0.32\text{mSv}$  いずれも1mSv以下。

#### (4)、原告の再反論

第1の反論に対し：積算線量計を携帯したのは子どもでなく、教職員。子どもが校庭で過ごす時、「教職員」はコンクリートの校舎内で過ごすことが多いのが実態であり、測定結果≠子どもの被曝線量

第2の反論に対し：木造家屋の低減係数を原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」により、木造家屋0.9とし、登校日は登下校に1時間を要し、帰宅後は自宅から出ないものと仮定し、休日は1日に3時間を戸外で過ごし、その他の時間は自宅ですごすものと仮定すると、年間の被曝量は2.5～6.3mSv。1mSvをはるかに超える。

### 3、一審裁判所の判断

#### (1)、結論

原告の申立てを却下。

#### (2)、その理由

##### ア、生命身体に対する切迫した危険性の発生

100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないこと、4月19日付け文科省通知において年間20ミリシーベルトが暫定的な目安とされていたことを踏まえると、原告に過去の被ばく量と併せて年間1ミリシーベルトを超える被ばく量が見込まれるとしても、切迫した危険性は認められない。

##### イ、他の代替手段について（仮処分の必要性）

（転校の自由については、これを理由に原告の申立を否定しなかったが）、住民票を郡山市に残したまま転校する区域外通学について、この方法により原告らは損害を避けることができるのだから、本件差止を認める必要がない。

##### ウ、内部被ばくについて

個々の原告について、その具体的な内部被ばくの有無及び程度は明らかにされていない。

##### エ、3.11以来の過去の被曝について

過去の被ばくそれ自体は、本件申立てにより防止することができる性質のものではないから、考慮する必要がない。

### 4、二審の主張

#### (1)、原告の主張

ア、判決批判（100mSv問題・20mSv問題、区域外通学問題、内部被ばく問題……）

イ、福島からの警告（甲状腺検査結果の意味。[矢ヶ崎意見書\(4\)](#)、[松崎意見書](#)）

ウ、学校内の空間線量の現実（詳細に測定した[山内意見書](#)）

エ、3.11以後の安全神話の崩壊：除染の破綻・限界、ホットスポットの現実、モニタリングポストオ、のウソ（[武本報告書](#)など）県民健康管理調査のウソ（毎日新聞の[スクープ](#)）

カ、世界からの警告（Business Insiderの[記事](#) [ウクライナは訴える](#) [核戦争防止国際医師会議の勧告](#) 国連連人権理事会UPR作業部会の報告書 国連連人権理事会特別報告者の[声明](#)）

#### (2)、被告の反論

一審では口にもしなかった100mSv問題を含め、一審判決を全面支持

### ◎疎開裁判の取組みの変遷

一審では伝統的な科学裁判の枠組みの中で徹底すれば道が開けると確信して取り組んだ。しかし、一審判決はそれでは不可能であることを告げた（矢ヶ崎氏のコメント）。問題が極めて困難な状況の時、その状況は新たな方法を要求するものである。かくして、疎開裁判の二審は新たな方法で問題に立ち向かうほかなかった。それが世界市民法廷であり、官邸前抗議行動であり、国連人権委員会への直訴だった。跡付けすれば、それは専門家によるお任せ民主主義から市民の自己統治（直接民主主義）へ国内問題から世界問題（世界市民運動）へ

	対 裁判所	対 市民社会（サイレントマジョリティ）
従来	科学裁判への取組み 専門家の協力	集会・講演会 署名 ブックレット
New	【国内】 情報公開請求	【国内】 情報公開請求 街頭へ出る（文科省前抗議行動）
	【国際】 世界市民法廷と評決	【国際】 世界からの支持（チョムスキー、バンダナ・シバ） 世界署名 国連に出る（国連人権委員会・国際刑事裁判所）

### ◎ 疎開裁判の論点の背景

論点	背景
1 0 0 m S v	山下俊一 ← I A E A
2 0 m S v	I C R P 2 0 0 7 年勧告
甲状腺疾病のみ	山下俊一 ← I A E A
除染による現地復興	福島県 ← エートス・I C R P・I A E A
自主避難・転校の自由	新自由主義（自由放任・弱肉強食）

### ◎ 「年間1ミリシーベルト」の法的根拠

[仮処分申立書](#)（2011.6.24）の12～17頁参照